

◆「入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等」については以下のとおりです。

1 入札参加資格及び共同企業体等に関する事項（入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす橋梁定期点検業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。）

(1) すべての構成員は次の要件を満たす必要があります。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- ウ 本業務の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- エ 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除きます。
- オ 本業務の他の入札参加申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。
- カ 代表者以外の構成員は、代表者と資本若しくは人事面において、強い関連が無い者であること。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。
  - イ 一方の会社の役員(株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持株会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。)が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
  - ウ 一方の会社の役員配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員に職にある会社。
- キ 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等(法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

## (2) 構成員の数

2社とします。

## (3) 形態及び出資割合

共同企業体の形態は、構成員が共同して業務を行なう方式とし、全ての構成員が40%以上の出資割合である必要があります。

構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

## (4) 代表者の要件

構成員において、より大きな施行能力を有する者であり、出資割合は、構成員中最大である必要があります。

## (5) 存続期間

ア 本業務の相手方となった者

本業務に係る委託契約の履行完了後3ヶ月を経過した日までとします。

イ 本業務の相手方とならなかった者

本業務に係る委託契約の相手方が確定した日までとします。

## 2 契約保証金

納付してください。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。

## 3 入札参加資格に係る同種業務の実績（会社及び配置予定技術者）について

元請けとして本公告の日までに完了した近接目視点検業務の実績とします。

## 4 書面提出資料の送付方法等

提出資料については、公告の受付期間までに、公告に掲載している提出場所に配達日（到着日）を指定でき、かつ書留郵便等により配達記録が残る方法で送付してください。封筒には、「業務名」及び「入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

また、持参でも受け付けます。

なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

## 5 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、公告に掲載している期限までに書面等により通知します。

よって、本業務の入札に参加できるものは、入札参加資格の確認通知（資格有）の確認通知を受けた者に限ります。

入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合は、公告に記載している期限までにその旨を記載した書面を提出してください。

## 6 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより、落札者を定めます。

## 7 その他

- (1) 入札金額を見積もった結果、入札を辞退することとした場合は、辞退届を提出してください。  
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。
- (2) 前金払 有 (契約金額の30%以内)
- (3) 部分払 有
- (4) 本公告の記載内容に係る疑義（設計内容に係る疑義を含む。）については、公告に記載している質問期限までに必ず支援機構の総務部総務課へ問い合わせください。
- (5) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取止めることがあります。  
なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。